

X - 1 - 1 - 1 - 0 3

5 年 保 存

秋本務 第919号 生企第450号
刑企第185号 交企第200号
備一第145号

平成 2 5 年 1 0 月 7 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

再被害防止に係る都道府県間の連携強化について（通達）

犯罪被害者等の再被害防止における他の都道府県警察との連携等については、「秋田県警察再被害防止要綱の改正について（例規）」（平成19年7月10日付け秋本務第537号、生企第298号、地第180号、少第154号、生環第442号、刑企第142号、捜一第209号、組対第677号、交企第126号、交指第152号、備一第94号、備二第82号）による秋田県警察再被害防止要綱第7に示しているところであるが、再被害防止の更なる徹底を図るため、下記のとおり連携要領を定めたので、所属職員に周知徹底の上、適切に運用されたい。

記

1 連絡担当者及び連絡担当補助者の指定

本部捜査担当課長（事件の捜査を指導する立場にある警察本部の課の長をいう。以下同じ。）は、同課の警視又は警部の階級にある者1名以上を連絡担当者に指定するものとする。

また、連絡担当者は、同課の警部補（相当職員を含む。）の階級にある者1名以上を連絡担当補助者に指定することができる。

2 連絡担当者及び連絡担当補助者の任務

連絡担当者及び連絡担当補助者（以下「連絡担当者等」という。）は、都道府県警察間の連絡調整窓口として次の任務を行うものとする。

(1) 再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときの措置

連絡担当者等は、再被害防止措置実施警察署長から、再被害防止措置を講ずるため、他の都道府県警察に属する警察署に対する協力依頼の申入れがあった場合、当該都道府県警察の連絡担当者等に通報すること。

また、他の都道府県警察から協力依頼を受理した連絡担当者等は、再被害を防止する上で関係を有する警察署へ依頼内容を連絡し、適切な措置を講ずること。

(2) 執務時間外における連絡体制の確立

連絡担当者等は、執務時間外であっても、上記措置を執り行うことができるよう連絡体制を構築すること。

3 協力依頼及び解除

再被害防止措置を講ずるため他の都道府県警察に属する警察署に協力を依頼する場合、再被害防止措置実施警察署長は、別記様式1「再被害防止措置協力依頼書」により、連絡担当者等を経由して、当該都道府県警察の連絡担当者等を通じて当該警察署長に協力を依頼することとする。

また、再被害防止措置実施警察署長は、当該都道府県警察における措置が不要となったときは、同様に連絡担当者等を経由して、解除の申入れを行うこととする。

なお、再被害防止措置協力依頼書を受理した連絡担当者等及び警察署は、協力依頼解除の申入れを受理するまで再被害防止措置協力依頼書を確実に保管するものとする。

4 留意事項

再被害防止対象事案が、恋愛感情等のもつれに起因するものについては、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について（通達）」（平成24年3月13日付け生企第113号、広第61号、刑企第49号、捜一第68号）における連絡担当者として協力し、再被害防止措置を講ずること。

5 連絡担当者等の報告

本部捜査担当課長は、連絡担当者等を指定、解除又は変更したときは、各部の庶務担当課長を経由して、警察庁各局のそれぞれに対応する庶務担当課長宛てに、別記様式2により速やかに報告するとともに、併せて本部被害者支援担当課長に連絡すること。